

京都市告示第705号

平成28年4月1日京都市告示第37号の一部を次のように改めます。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

「規則第1条」を「規則第23条」に、「第7条」を「第30条」に改め、表(ア)欄中「別表第9(2)」を「別表第9(3)」に、「別表第9(1)」を「別表第9(2)」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)